

江府町告示第40号

令和3年5月25日

江府町長 白石 祐 治

第4回江府町議会6月定例会を下記のとおり招集する。

記

1. 期 日 令和3年6月1日

2. 場 所 江府町役場議場

○開会日に応招した議員

森 田 哲 也

川 端 登志一

阿 部 朝 親

空 場 語

三 好 晋 也

三 輪 英 男

川 上 富 夫

長 岡 邦 一

川 端 雄 勇

上 原 二 郎

○応招しなかった議員

な し

第4回江府町議会6月定例会会議録（第1日）

令和3年6月1日（火曜日）

議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 報告第1号 令和2年度鳥取県日野郡江府町一般会計繰越明許費繰越計算書について
- 日程第5 報告第2号 令和2年度鳥取県日野郡江府町国民健康保険特別会計（施設勘定）繰越明許費繰越計算書について
- 日程第6 報告第3号 令和2年度江府町簡易水道事業会計予算繰越計算書について
- 日程第7 議案第57号 江府町小規模企業振興基本条例の制定について
- 日程第8 議案第58号 江府町国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第9 議案第59号 江府町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正について
- 日程第10 議案第60号 江府町特別医療費助成条例の一部改正について
- 日程第11 議案第61号 江府町居宅介護支援事業者の人員及び運営に関する基準等を定める条例の全部改正について
- 日程第12 議案第62号 江府町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の全部改正について
- 日程第13 議案第63号 江府町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の全部改正について
- 日程第14 議案第64号 江府町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の全部改正について
- 日程第15 議案第65号 奥大山配水管布設替工事請負変更契約の締結について
- 日程第16 議案第66号 鳥取県西部広域行政管理組合の共同処理事務及び規約を変更する協議について

- 日程第17 議案第67号 令和3年度鳥取県日野郡江府町一般会計補正予算(第2号)
- 日程第18 議案第68号 令和3年度鳥取県日野郡江府町国民健康保険特別会計(施設勘定)補正
予算(第1号)
- 日程第19 議案第69号 令和3年度鳥取県日野郡江府町介護保険事業特別会計(保険事業勘定)
補正予算(第1号)
- 日程第20 議案第70号 令和3年度鳥取県日野郡江府町索道事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第21 陳情書等の処理について

出席議員(10名)

1番 森田哲也	2番 川端登志一	3番 阿部朝親
4番 空場語	5番 三好晋也	6番 三輪英男
7番 川上富夫	8番 長岡邦一	9番 川端雄勇
10番 上原二郎		

欠席議員(なし)

欠員(なし)

事務局出席職員職氏名

事務局長 松井英樹

説明のため出席した者の職氏名

町長	白石祐治	副町長	八幡徳弘
教育長	富田敦司	総務総括課長	池田健一
住民課長	松原順二	産業建設課長	末次義晃
教育課長	加藤邦樹	福祉保健課長	生田志保
会計管理者	藤原靖	学事担当課長	景山敬文

午前10時00分開会

○議長(上原二郎君) おはようございます。本日の欠席通告はございません。全員出席であり

ます。

これより令和3年第4回江府町議会6月定例会を開会いたします。

本日の議事日程に入る前に、ひと言話しをしたいと思います。

実は、昨日の全員協議会の中で、ワクチンを2回接種したというような発言がありました。ワクチン2回というのは言えば医療ミスということにも繋がります。重大な発言で、その後、福祉保健課を通じて武地先生、それから江美の郷、尚仁福祉会に問い合わせをしていただいて、そういう事実は無いということで、非常に武地先生それから尚仁福祉会のほうもどういふ発言をするんだということでかなりの抗議、場合によっては法的手段もというような言葉が出たと聞いております。こちらのほうもすぐに副議長のほうから事実関係を確認しましたところ、どうもそういう事実はなかったと。ご家族の方の一人が2回目の接種が今日終わりましたという電話を受けたのを勘違いして、今日2回接種したというふうに思い込んだということで自分のミスだったということを確認できました。非常にまずい発言であって、議員として発言には気を付けなきゃいけないということがあります。この場を借りてまず皆さんに謝罪をするとともに今日の午後からでも、関係、武地先生のほう、それから尚仁福祉会のほう謝罪に行こうというふうに議会のほうは思っております。

三好副議長、ひと言。

○議員（5番 三好 晋也君） 失礼します。今、先程議長からお話がありましたとおり、昨日の全員協議会での私の発言、質問に対して、結果としては事実誤認だったということがございました。私自身、昨日午後からご家族の所に再度確認に行ったところ、全くそんなことは無かったということでございました。軽はずみな、いい加減な情報と言いますか、それを判断してしまってここで発言したことについては、行政当局あるいは尚仁福祉会さん関係各位の皆さんに深くお詫びを申し上げます。今後こういうことのないように、慎重な発言を心掛けていきたいと思っております。誠に申し訳ございませんでした。

○議長（上原 二郎君） ということで、我々議会も議員の発言には十分慎重に非常になんて言いますか、そういう発言をする場合は、公的な場所でやる場合は、特に気を付けて喋らないという問題がおきますので、我々議会全員が気を引き締めてやっていきたいと思っております。よろしく申し上げます。

そうしますと議事に入ります。

本日の議事日程は配付のとおりであります。

地方自治法第121条の規定により、今期定例会に出席を求めた者は、お手元に配付した報告

書のとおりであります。

なお、日程に先立ち、傍聴の方をお願いいたしますが、傍聴規則に従い傍聴いただきますようお願いいたします。

直ちに議事に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（上原 二郎君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、議長において、9番、川端雄勇議員、1番、森田哲也議員の両名を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長（上原 二郎君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

過般、議会運営委員会が開かれ審議された結果、議会運営委員長から答申を受けたのでお諮りいたします。今期定例会の会期は、本日より6月4日までの4日間といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上原 二郎君） ご異議なしと認めます。よって、会期は4日間と決定いたしました。

日程第3 諸般の報告

○議長（上原 二郎君） 日程第3、諸般の報告を行います。初めに、議長報告を行います。3月議会以降の議会活動については、お手元に配付しました報告のとおりであり、説明を省略しご覧いただくことをご了承願います。

また、監査委員から各月の例月出納検査の結果報告書及び、定期監査報告書が、議長の手元に提出されております。詳細については、事務局の方でご覧願います。

続いて、町長報告を行います。町長からの報告事項がありましたら、この際報告をしていただきます。

町長。

○町長（白石 祐治君） 令和3年6月定例議会におきまして行政報告をさせていただきます。お手元の資料をご覧いただきたいと思っております。主なものについてのみご報告させていただきます。

まず、1ページでございます。一番頭のところですが、江府町まち・ひと・しごと創生協議会

の第1回の会議を5月11日に開催いたしました。移住定住部会、地域ビジネスブランド化部会、集落部会と3つの部会に分けて、今後、色々協議あるいは活動を進めてまいります。この全体の会議につきましては、今後、10月、2月に開催をする予定でございます。そのちょっと下のほうでございますが、防災無線アナウンス研修というのを実施いたしました。4月26日に元日本海テレビのアナウンサーで、現在、県議会議員をされております福浜隆宏さんに講師に来ていただきまして、職員10名が防災無線の研修を行いました。前に、なかなか機械の音声では聞き取りにくいということもあって、更に職員の喋り方ももっと向上させるようにというふうなお話もございましたので、こういったことを発していただいたところでございます。

続きまして、2ページ目でございます。下段のほうに公共交通というのがありまして、江府町営交通出発式というのを4月1日に開催いたしました。4月1日から江府町営交通ということになりまして、町営バスだけではなく、タクシーのほうも町営タクシーという形に変わりました。詳しくは町報こうふの5月号、ここに江府町営交通のヒミツということで特集をさせていただいております。これは、全協のときにも申し上げたんですけれども、実は回数券というのを販売しております。これは、役場の敷地内にある事務所のほうでも売っておりますし、えんちゃんのほうでも移動販売等でも買うことが出来ます。100円券は11枚つづりで1,000円。200円券は、11枚つづりで2,000円ということになっていてお得になっていて、バス、タクシーどちらでも使うことが出来ます。ちなみに、町営タクシーは初乗りが300円。1.4キロまで300円。370メートル増えるごとに50円が加算されていきます。ですので、6月30日までお使いいただけます生活応援商品券、こちらでも買うことが出来ます。ですので、もしご家庭にこの商品券を残しておられれば、この回数券を買っていただくと非常にお買い求めやすくなりますのでタクシー券が。ということで利用を特にコロナのワクチン接種等でなかなかバスにも乗りにくい自家用車の手立てもないという方は、町営タクシーをご利用いただければいいんじゃないかなというふうに考えておりますので、是非ご利用をご検討いただきたいと思います。

続きまして、飛びまして、4ページ目でございます。これは、産業建設課の事業が載っているんですが、ちょっとここに載っておりませんが、追加でお話をしておきたいことがございます。3月議会に市民農園の運営審議会の報告をさせていただきました。令和3年2月25日に審議会を開催いたしました。そのときに、近隣集落や議会への説明を含めて閉園の手続きに取り掛かるべきということをお願いしております。その後、実は、5月25日に次の運営審議会を開催いたしました。これは、何をやったかといいますと、米子市出身で川崎市に住んでおられます実業家の大塚史隆さんという方が33歳の方なんですけども、この方がカサラファーム、市民農園で語

学学校をやってみたいと、ビジネスとしてやってみたいという希望を出されまして小学生を中心にした子どもの英語教育だそうでございます。という希望がありましたので審議会を開いていただきまして議論をしていただきました。その結果、実は、昨日下蚊屋の集落に本人さんが出向かれて役員さんのほうに説明をされたということでございます。また、議会のほうにも、この議会のどこかで最終日辺りにもうちょっと詳しいご説明をさせていただけるかと思っておりますのでよろしくお願ひしたいと思います。私のほうからは以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（上原 二郎君） 以上で、諸般の報告を終わります。（「すみません、今ので質問してよろしいですか」と呼ぶ者あり）いいですよ。何か。

川上議員。

○議員（7番 川上 富夫君） 3つほどお願いします。防災無線について、職員さんの研修は大変に良かったかなと思っています。私どもの方から言葉でそれぞれ肉声で言ってもらおうということは大変に良かったかなと思っていますけども、その辺のやられて受けられた方の感想というかその辺はどういうふうな状況だったのか、もっとした方がいいのかなっていうふうなことがあったのか、その辺またお聞きになってみて良ければ、また再度してほしいなっていうふうに、皆さんのほうもそれぞれ町民の皆さんにいい声が届けばもっといいのかと思っておりますので、それをまた検証してみてください。ということが一つ。

もう一つは、公共交通のタクシーが町営になりましたけども、これが4月から進んでおりますけども、これの中で例えば不具合みたいなものが例えば行き違いがあったとか、頼んだのに来なかったとか時間の割合が悪かったとかっていうふうな改善点みたいなものが今、ここ2カ月たつた中で出てきているのかどうか、その辺のところも、もし良ければ教えてほしいというふうに思っています。そうしないと出てきたものが報告だけで終わってしまうとせっかく活用してほしいという発言があったものがより良くしてほしいので、そういうふうに思っております。

もう一つは、笠良の市民農園の件ですけども、この2月25日は、私は御机の集落の区長としてここに同席しておりました。その中で、閉園につきましては、発言については、農林課の方から状況の中で難しいのでしたいという話があって、無いんだったらしょうがないなど、直すのも大変だということがあったもんですけども、ただ、今おっしゃったように活用されるというふうなことがあるなら、そのほかも含めてでももっと広げてみることも必要なかなと、声をかけるのも。もし直してでも自分らでやってみようかというふうな声があるなら、せっかくの施設ですからというふうに思ったものですから、この3つについてお聞きしたいと思います。

○議長（上原 二郎君） 急な質問ですので、答えられる範囲。

町長。

○町長（白石 祐治君） 2 番目のタクシーの改善点につきましては、担当課長からお答えしますが、最初の防災無線の話であります。これ私も実は出ていました。さすがに元アナウンサーということもありまして、声の出し方で高い低い、大きい小さい、あと緩急、あと間。この4 つを考えて話すと全然違うようになるよということを教えていただきまして、私としてはすごく勉強になりました。おそらく職員も聞いておりませんが、そういうプロの指導を直接受けられておそらく感じる所があったと思います。もう一つが原稿の手入れです。原稿はあるんですけどここにどういうふうにごポイントを置いて読むかとか、どこで区切るかとか原稿に書き込んでいく。この辺りのテクニックも教えていただきましたので、職員も十分に勉強したんじゃないかなというふうに思います。もう一回やってくれという声は聞きませんが、ちょっとまた課長会回りで聞いてみて必要があれば幅広く職員に呼び掛けたいと思います。

3 番目のカサラファームの件でございます。こちらについては、実際に閉園に向かっていくというのが2月のときにあったわけございまして、これをもし活用するとなれば町からの手出しをしないというのが原則だと思います。この度のこの鳥取英語村っていう名前を付ける、名前というか仮称で付けておられるんですけども、このケースは自分で直されると。町の手出しが無いということですので、いいのではないかなと話を今進めさせていただいているところでございます。また、もうちょっとつまってきた地元のほうもいい話があれば詳しいお話もできるのかなと思っております。以上です。

○議長（上原 二郎君） そうしますと交通町営タクシーの件はどなたか。

松原課長。

○住民課長（松原 順二君） 失礼いたします。町営交通につきましては、4月から運用を開始したばかりでしていろいろお声を聞いております。タクシーにつきましては、不具合とか行き違いっていうのは特段は聞いておりませんが、よくある問い合わせがどこまで乗れるかというのがありまして、結局、米子まで乗れませんので、その部分についてどうしてもこれは米子市さんとかそういったことを協議しないとなかなかそういった問い合わせが実はあっております。それと後、全体的に利用が少ないのかなと考えておりまして、まだどういう300円という低額な料金で乗れるっていうことと、まだ内部で検討中なんですけど、クーポンみたいなものを出して販促しないといけないのかなとか、ちょっと色々まだ考えているところでございます。いずれにしても7月に公共交通会議を予定しておりまして、それまでに4、5、6改善点を洗い出しまして、見直すべき所は見直させていただきたいなというふうに思っておりますが、まだちょっと始まっ

たばかりですので、いろいろご指摘とかご不満とか何かありましたら、また情報提供をこっちにいただきますと私どもも助かりますというところでございます。以上でございます。

○議長（上原 二郎君） 報告についてよろしいですか。

空場議員。

○議員（4番 空場 語君） 防災無線の関係なんですが、以前入りにくいというところが何か所かあって点検をされたり直したりされたんですが、現況はどういう具合になっとりますか。全くもういい具合に入るといふことなんでしょうか。

○議長（上原 二郎君） 池田課長。

○総務総括課長（池田 健一君） 失礼します。現在もまだ入りにくいという防災無線を設置しておられる家の状況によって場所とかによっていろいろ電波の影響とかを受けることもありまして、まだ、多くは無いんですけども、何件か苦情じゃないんですけど入りにくいということの連絡はいただいております。業者さんの方である程度数がまとまったらっていうのも変なんですけども、その都度何件かまとめて対応させて修繕させていただき、現場の状況を確認して器械を替えたり、場所を変えていただいたりとか、そういったことをさせていただいているという状況でございます。

○議長（上原 二郎君） 森田議員。

時間もありますので端的にお願いします。

○議員（1番 森田 哲也君） 今の発言があってちょっとお聞きしたいんですが、これはあくまでも防災無線ですので、災害はいつやってくるか分からないということわざがあります。まとめて数件なったら見ますという表現は適切ではないというふうに思います。やっぱり防災ということですので、その都度一件一件でもきちんと点検をされるべきだというふうに思いますのでよろしく願いいたします。

○議長（上原 二郎君） 池田課長。

○総務総括課長（池田 健一君） 速やかに発生したことに对应させていただきたいです。出来るだけ早く対応させていただきたいというふうに思います。するようにしたいというふうに思います。

○議長（上原 二郎君） よろしいですね。

日程第4 報告第1号 から 日程第6 報告第3号

○議長（上原 二郎君） それでは、日程第4、報告第1号、令和2年度鳥取県日野郡江府町一般

会計繰越明許費繰越計算書についてから、日程第6、報告第3号、令和2年度江府町簡易水道事業会計予算繰越計算書についてまで以上3件を一括議題とします。

町長から、報告をお願いします。

町長。

○町長（白石 祐治君） 報告第1号から第3号までをさせていただきます。

まず、報告第1号でございます。令和2年度鳥取県日野郡江府町一般会計繰越明許費繰越計算書についてでございます。本報告は、令和2年度において実施予定でありました水加工施設整備事業他9事業、2億4,387万9,000円を令和3年度に繰り越し実施するものでございます。

続きまして、報告第2号でございます。令和2年度鳥取県日野郡江府町国民健康保険特別会計（施設勘定）繰越明許費繰越計算書についてでございます。本報告は、令和2年度において実施予定でありました江尾診療所改修工事費2,820万3,000円を令和3年度に繰り越し実施するものでございます。報告第1号及び第2号につきましては、地方自治法施行令第146条第2項の規定により議会に報告するものでございます。

続きまして、報告第3号でございます。令和2年度江府町簡易水道事業会計予算繰越計算書についてでございます。本報告は、令和2年度において実施予定でありました給水車購入事業費1,346万円を令和3年度へ繰越実施するものでございます。地方公営企業法第26条第3項の規定により、議会に報告するものでございます。なお、内容の詳細につきましては、主管課長より説明させていただきますのでお聞き取りいただきますようお願いいたします。以上です。

○議長（上原 二郎君） それでは、報告第1号から担当課より報告をお願いします。まず第1号は。

池田課長。

○総務総括課長（池田 健一君） 失礼いたします。報告のほうの1枚目をおはぐりください。1つ目、庁舎看板設置事業から1番下の災害防除事業まで翌年度に繰り越して実施します、2億4,387万9,000円合わせまして11事業を翌年度に繰り越して実施するものでございます。以上でございます。

○議長（上原 二郎君） 報告第2号、健康保険会計は。

生田課長。

○福祉保健課長（生田 志保君） 失礼します。報告第2号、議案書をご覧いただきたいと思えます。令和2年度鳥取県日野郡江府町国民健康保険特別会計（施設勘定）繰越明許費繰越計算書で

す。次のページをご覧ください。横になっております。繰り越しました予算は総務費施設整備費、事業名として江尾診療所改修事業、これにつきましては、議員の皆様にもご見学に来ていただきましたので詳細は省略いたします。総事業費2,827万3,000円。翌年度繰越額2,820万3,000円です。休診日を利用しての工事でありました。それから、レントゲン室の壁の研り工事に想定外の日程を要しましたので繰り越して事業をさせていただいたものです。説明は以上です。

○議長（上原 二郎君） 報告第3号、簡易水道は。

末次課長。

○産業建設課長（末次 義晃君） 失礼いたします。報告第3号、1枚おはぐりいただきまして、予算繰越計算書をご覧くださいと思います。款、資本的支出、項、建設改良費、事業名、給水車購入事業でございます。予算計上額1,692万6,300円に対しまして、翌年度繰越額1,346万円でございます。本事業につきましては、2トンの給水車を導入する事業でございます。以上、報告にかえさせていただきます。

○議長（上原 二郎君） 以上、詳細理由説明が終了いたしました。

日程第4、報告第1号から、日程第6、報告第3号まで、以上3件は、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告のみであります、この際質疑があれば行います。

先ず、報告第1号、令和2年度鳥取県日野郡江府町一般会計繰越明許費繰越計算書について、質疑があれば行います。

川上議員。

○議員（7番 川上 富夫君） ナラ枯れの事業が繰越されておりますけども、これ雪の関係もあったりして延びとると思いますけども、後、どれくらいもし残っているなら教えてほしいということが一つ。段々にこれからまた被害のほうは、分かってくるかもしれません。また予算もつけないかもしれませんけども、残ってる部分についてはどれくらいなのか教えてほしいと思います。いつ頃からかかれるのかっていうふうなことが一つとっております。もう一つ、診療所の関係は見させていただきました。

○議長（上原 二郎君） 川上議員、今、報告第1号だけ。

○議員（7番 川上 富夫君） 1号だけか、すみません。

○議長（上原 二郎君） 答弁求めます。

末次課長。

○産業建設課長（末次 義晃君） ナラ枯れにつきましては、繰越事業につきましては、先日、繰

越事業分については完了させていただいているところでございます。今後の見込みと申しますか、今の状況でございますが、このナラ枯れにつきましては、ご承知のとおり随時どんどん発生してくるというものでございます。調査をしたうえで必要な箇所の対応をしていくわけですが、非常に広範囲で、今、ナラ枯れが発生しております。中には現地まで行くことが困難な場所が当然含まれております。限られた予算を有効に使うために我々としましては、沿道沿い、倒木等の危険がある沿道沿い、それから大山を中心とした景観を守っていかなければならない地域を中心に対応していきたいと考えております。従いまして、残り幾らだということについては、今現在お答えできないということですが、ご承知いただければと思います。

○議長（上原 二郎君） それでは、これで第1号については質疑を終結します。

続いて、報告第2号、令和2年度鳥取県日野郡江府町国民健康保険特別会計（施設勘定）繰越明許費繰越計算書について、質疑があれば行います。

川上議員。

○議員（7番 川上 富夫君） 繰越明許になりましたけども、上手く出来ててきれいに完成をしたのを見させていただきました。その後、使われてみた状況がいかなものなのか、そこを教えてくださいなと、この部分についてはやはりせっかく健康とか皆さんの福祉についてはかなり江府町も力を入れてもらっておりますけども、その部分でやはりまだ足りないとかそういうふうなことがもし施設的にあるようならこの治ったところで不具合が出ているか、もしくは出てなかったら、そういうふうなことを含めて教えてくださいな。

○議長（上原 二郎君） 生田課長。

○福祉保健課長（生田 志保君） ありがとうございます。大変好評を博しております。第3診療室につきましては、今まで色々ご指摘もいただいておりましたような、外に声が漏れるというようなことが防げて診療できますし、もの忘れ外来というのをご存じいただいていると思いますけど、そちらのほうも第3診察室で出来るようになりましたので、大変便利というか、皆さん喜んでいただいておりますし、また、この事業の一つの目玉でもありました相談室の設置、これにつきましては、事務のほうの赤江さんに心と暮らしの相談員といったような名目を付けまして、そこでいろいろな高齢者の方の話を聞いたり、それから介護予防、介護の申請等もそちらでお話を聞かせていただいたりというふうに、すごく有効に沢山使っている状況であります。今、ご心配いただきました不具合というのは無いんですけれども、やはり若干不足する備品等もございまして、今回補正予算で出させていただいているものが一つあります。以上です。

○議長（上原 二郎君） 他にあれば。よろしいですか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（上原 二郎君） 質疑を終結します。

続いて、報告第3号。令和2年度江府町簡易水道事業会計予算繰越計算書について質疑があれば行います。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（上原 二郎君） ないので質疑を終結します。

以上、3件の報告は終了いたします。

日程第7 議案第57号 から 日程第14 議案第64号

○議長（上原 二郎君） 日程第7、議案第57号、江府町小規模企業振興基本条例の制定についてから、日程第14、議案第64号、江府町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の全部改正についてまで以上、8議案を一括議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

白石町長。

○町長（白石 祐治君） ただ今、ご上程いただきました議案についてご説明いたします。

議案第57号でございます。江府町小規模企業振興基本条例の制定についてでございます。本案は、町内小規模企業の振興に関して基本理念を定め、小規模企業の成長発展及びその事業の持続的発展並びに地域経済の活性化を図り、もって町民生活の向上を目的として条例を制定するものでございます。

続きまして、議案第58号でございます。江府町国民健康保険税条例の一部改正についてでございます。本案は、新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少した場合における国民健康保険税の減免について所要の改正を行うものでございます。

続きまして、議案第59号でございます。江府町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正についてでございます。本案は、過疎地域自立促進特別措置法が令和3年3月末で期限を迎えたため、過疎地域について総合的かつ計画的な対策を実施するための新たな法律として過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法が新たに制定されたことに伴い、江府町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正するものでございます。

続きまして、議案第60号でございます。江府町特別医療費助成条例の一部改正についてでございます。本案は、国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令の一

部が改正され、老齢福祉年金の支給停止とされる所得の額が見直されたことに伴い、所要の改正を行うものでございます。

続きまして、議案第61号でございます。江府町居宅介護支援事業者の人員及び運営に関する基準等を定める条例の全部改正についてでございます。本案は、厚生労働省令で定める指定居宅介護支援事業者の人員の人数及び運営に関する基準に基づき制定している本条例を全部改正し、厚生労働省令をもって江府町の基準とすることを規定するものでございます。

続きまして、議案第62号でございます。江府町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の全部改正についてでございます。本案は、厚生労働省令で定める指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準に基づき制定している本条例を全部改正し、厚生労働省令をもって江府町の基準とすることを規定するものでございます。

続きまして、議案第63号でございます。江府町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の全部改正についてでございます。本案は、厚生労働省令で定める指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準に基づき制定している本条例を全部改正し、厚生労働省令をもって江府町の基準とすることを規定するものでございます。

続きまして、議案第64号でございます。江府町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の全部改正についてでございます。本案は、厚生労働省令で定める指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準に基づき制定している本条例を全部改正し、厚生労働省令をもって江府町の基準とすることを規定するものでございます。

議案第57号から64号につきましては地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を得たく提案するものでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（上原 二郎君） 日程に従い、議案第57号から議案第64号まで順次所管課長より議案の詳細説明を求めます。

まず、議案第57号。

末次課長。

○産業建設課長（末次 義晃君） 失礼いたします。議案第57号でございます。1枚おはぐりいただければと思います。今回ご提案させていただいております条例の本文を載せさせていただ

ております。江府町小規模企業振興基本条例でございます。第1条、目的並びに第3条、基本理念等につきましては、先程の町長からの提案説明でご説明があったとおりでございます。第4条でございますが、基本計画の策定を定めております。小規模企業の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため小規模企業振興基本計画を自治体のほうで定めることとさせていただいております。1枚おはぐりいただきまして、第5条、基本的施策でございます。以下のとおり、9つに分かれております経営の安定及び革新に関する施策、経営基盤の整備に関する施策、人材育成・確保及び雇用の安定に関する施策等明記させていただいております。第6条以降は、各責任と言いますか、役割のほうを明記させていただいております。第6条が江府町の責務でございます。小規模企業の振興に関する施策を総合的かつ計画的に策定し実施するものとする。それから、3番でございますが、町内事業の受注機会の増大にも努めていくということでございます。第7条につきましては、小規模企業の役割を定めております。小規模企業者は経済的社会的環境変化に応じて自らの経営基盤の強化、経営革新等に努めるものとするとしております。また2としまして、江府町商工会への加盟に努めるものというふうにしております。第8条につきましては、商工会における役割でございます。商工会は、小規模企業の経営の向上及び改善に積極的に取り組むとともに、江府町が行う小規模企業の振興に関する施策の実施について協力するよう努めるものとする明記させていただいております。以下、第10条では中小企業者、観光事業者及び農林業者との連携、それから第11条につきましては、財政上の措置ということで明記をさせていただいております。ちょっと説明が前後いたしました、本基本条例の制定にあたりましては、平成26年6月27日に公布されました、小規模企業振興基本法というのがあるわけですが、その中で地方公共団体においても小規模企業に関する施策を策定実施する責務が明示されたことに伴うものでございます。また合わせまして、令和3年4月8日に江府町商工会会長名で条例の制定についての要望もいただいております。これに対応するものでございます。以上、ご審議の上ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（上原 二郎君） 続いて、議案第58号。

松原課長。

○住民課長（松原 順二君） 失礼いたします。議案綴りのほうをご覧くださいと思います。議案第58号、江府町国民健康保険税条例の一部改正についてのががみを1枚おはぐりいただきまして、3分の1と書いてあります、新旧対照のほうをご覧くださいと思います。こちらにつきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により、収入の減収が見込まれる場合における国民健康保険税の減免の特例について定めさせていただいたものでございます。減免規定につき

ましては、元々第18条に規定してありますが、新型コロナウイルス感染症に限っての減免規定について、条例に基づいて減免措置を行った場合、国からの財政支援も受けられるということもありまして、また、時限立法的なものでございますので、附則のほうに設けさせていただいているものでございます。内容につきましては、対象となりますのは、新型コロナウイルス感染症により、主たる生計の維持者の方が死亡または重篤な傷病を負った世帯、または(2)の新型コロナウイルス感染症の影響により主たる生計維持者の事業収入等の減少が見込まれる世帯であって、次の次ページに移って、アイウ全てが満たされる方が対象となります。アにつきましては、世帯の生計維持者の事業収入等のいずれかの減少額が前年の事業収入等の額の10分の3以上であること。イにつきましては、主たる生計維持者の前年の総所得額等が合計額が1,000万以下であること。ウ減少が見込まれる世帯の主たる生計維持者の事業収入等に係る所得以外の前年の所得に係る合計額が400万円以下であるものとなっております。このアイウを満たす場合には、減免措置が受けれる場合があります。適用につきましては、附則の下2ページ目から次ページの3ページ目に書いてありますが、令和2年度、具体的には令和3年2月1日から令和4年3月31日までの間のものに限って減免措置の対象にさせていただくというものでございます。こちらにつきましては、以上でございます。

○議長（上原 二郎君） 続いては、議案第59号。

松原課長。

○住民課長（松原 順二君） 失礼いたします。引き続きまして、議案第59号、江府町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正についてご説明させていただきます。こちらと同じように議案綴りのほうかがみを1枚おはぐりいただきまして、新旧対照表のほうをご覧いただければと思います。改正前、改正後それぞれ右が改正前、左が改正後でございます。こちらにつきましては、先程、町長からの説明がありましたとおり、江府町の過疎地域自立促進特別措置法が、令和3年3月1日に失効しております。旧過疎法と言っておりましたが、これが4月1日に過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に切り替わりました。こちらのほうも時限立法でございまして、今後10年間また継続するものでございます。具体的には、大まかにはそれほど、名前は変わっておりますけども、大まかには、基本的な内容はあまり変わっておりません。ただ、それに伴いまして、この課税免除の条例、根拠条例の法律が変わりましたので、まずはその条文を新しい法律に対応したものに替えさせていただいたというものが1点でございます。もう1点につきましては、今回、法律改正に伴いまして、こちらの条文の中では、なかなかお読み取りが難しいのでありますが、取得価格の要件でありますとか、対象となる設備投資の

要件が緩和されました。また、対象業種も法律改正で情報サービス等が新たに加わったというものがあります。これらのものが、原則3年間本来でしたら今年の3月で終わったものですが、3年間延長されまして令和6年3月31日まで適用が延長されたというものでございます。この法律の改正に併せまして条例を改正させていただくというものでございます。具体的には、第1条は、こちらのほうは条文がそのまま先ほど言いました旧過疎法から過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法と変わりましたので、根拠となるものの条文を替えさせていただいたものでございます。第2条の課税免除につきましても基本的には条ずれ、特別措置法なども影響がありまして替わっておりますが、条ずれの部分とあと従来ですと、先程説明しました新設や増設した場合のみ対象となっておりますものが取得等と替えておりますが、その他、増改築、修繕、模様替え、そういった工事にも対象となるというふうに課税免除の対象が広げられております。おはぐりいただきまして、もう1ページ、附則につきましては、この条例は公布の日から施行させていただきましたが、経過措置といたしまして3月31日までに取得の部分は従前の例ですが、4月以降に取得されたものにつきましてから、もれなく適用になるようなものとしております。以上でございます。

○議長（上原 二郎君） 続いて、第60号ですね。

生田課長。

○福祉保健課長（生田 志保君） 失礼します。議案第60号、江府町特別医療費助成条例の一部改正についてご説明申し上げます。議案書の2ページ目をご覧ください。改正前、改正後で新旧対照表を付けさせていただいております。まず、右側の改正前ですが、別表の関係条文第2条、第3条、第5条とありますけれども、以前改正されたときに2条5条の関係は削除されていたのですが、このまま残ってございましたので、この際整理をさせていただき第3条関係のみとするものです。次のページをご覧ください。扶養親族の数、それから基準額等ということで表を付けさせていただいております。右側の改正前、扶養親族が無いときの159万5,000円を左側169万5,000円に。それから一人のとき197万5,000円を207万5,000円に。二人のとき、それから三人以上のときということで同じ額になりますけれども、235万5,000円を245万5,000円にそれぞれ改正いたします。附則といたしまして、この規則は、すみません、条例です。申し訳ありません。この条例は、公布の日から施行するものでありますけれども経過措置といたしまして、この規定は、令和3年8月1日以降に受ける医療に係る医療費の助成について適用いたしますが、それまでに受けられました医療については従前の例によるものといたします。説明は以上です。規則というふうにしてございました大変申し訳ありませ

ん。

○議長（上原 二郎君） 続きまして、議案第61号。

生田課長。

○福祉保健課長（生田 志保君） 61号から64号までは関連しますので続けてお願いします。

○議長（上原 二郎君） 一括でお願いします。

○福祉保健課長（生田 志保君） 失礼します。議案第61号から第64号までにつきましては、全部改正の理由が同様となりますので、一緒に説明をさせていただきます。これらの基準につきましては、介護保険事業計画3月にご承認いただきましたけれども、これを立てる際に一期ごとに膨大な改正が必要となってまいります。そして、なお、途中で法改正があればまた一つずつ改正をやっていくというようなこととなりますので、省令が改正されることもありますので、町内には該当しない事項でも一字一句それぞれ省令に合わせて条例を全く同じ文章を替えていくという作業が生じてきております。このような事務作業に労を費やすことなく省令を参照するということによって、この基準を定めることとしたいという4つの改正です。

まず、議案第61号ですが、次のページをお開きください。こちらのほうは、条例名長いのでいちいち読みませんが、町内で言いますと尚仁福祉会のブランドオフィスさんが該当になります。そして、全部改正の主となるところですが、第4条、指定居宅介護支援事業者の人員及び運営に関する基準というところで、平成11年厚生省令第38号、これに基づく基準でその基準とするというふうに替えさせていただきたいと思っております。この一番下ですけど、2年間とあるのは、5年間と読み替えて適用するとあります。これにつきましては、文章記録保存年限です。江府町の保存年限5年間ですので、こちらを江府町にあったものに替えさせていただいております。

次に、議案第62号です。1枚おはぐりください。こちらについての基準は、第3条それから第5条で読み替えるように基準を制定しております。対象となります事業所さんは、らんちゅうさんと江美の郷さんになります。デイサービスのほうです。

続きまして、議案第63号です。こちらは、指定地域密着型という言葉が付いておりますが、町内の方が限定的に利用される施設ということになります。指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例ということで、これにつきましては、らんちゅうさんと江美の郷のグループホームさんが対象となります。第4条のほうに基準を厚生省令をもって読み替えるというふうに入れております。

最後に、議案第64号です。大変長い条文ですので途中で息が切れるような感じなんですけれ

ども、こちらも条例名は削除させていただきまして、次のページをご覧ください。こちらにつきましても、第3条のほうに厚生省令をもって読み替えるという条文を入れさせていただいております。江府町内でいいますと、らんちゅうさんが対象になります。この条例でございます。全て4つの条例のいずれも附則といたしまして、条例は、公布の日から施行いたしまして、令和3年4月1日から適用するものでございます。この全部改正が承認いただきますと職員の事務作業も大変効率化出来ますので、是非ご審議いたしまして、ご承認賜りますようによろしくお願いいたします。説明は以上です。

○議長（上原 二郎君） 以上、提案理由説明が終了いたしました。

これから議案等に対する質疑を行います。

質疑は、1議案ごとに処理進行いたします。

日程第7、議案第57号、江府町小規模企業振興基本条例の制定について。

議案第57号の質疑を行います。よろしいですか。ないので質疑を…。

川上議員。

○議員（7番 川上 富夫君） 第10条の小規模企業経営の向上を図るため町内の中小企業者、観光事業者及び農林業者との有効な有機的な連携を促進にするものとするところとありますが、これについては、指導していただくというふうなことになるかと、今の窓口は住民課がその辺の窓口をとっていただかないか。役場のほうが商工会とかそういうふうなものの繋がりを含めてしてもらってというふうに解釈すればいいってことでしょうかね。

○議長（上原 二郎君） ここの10条の中小企業者、観光それから農林の有機的なっていうことで窓口はどこになるかという役場の中でね、どこでしょう。

末次課長。

○産業建設課長（末次 義晃君） 産業建設課のほうで窓口に当然なってくるというふうに思います。今、商工会のほうでも奥大山ブランドといったような形での農商工連携も含めた形での付加価値を付ける取り組みをしておられますし、それに合わせてこの度地域おこし協力隊の方を商工会のほうに配置といったような形での連携の強化ということも図っております。また、併せまして、地方創生事業においても農産物のブランド化といったようなことも事業の柱の中に入っておりますので、当然役場のほうとしては私ども産業建設課窓口になりますが、商工会それから観光協会等其他のご協力いただける団体等と連携をして進めていきたいというふうに考えております。

○議長（上原 二郎君） 川上議員。

○議員（7番 川上 富夫君） 分かりました。特に大きな事業でありますので、こういうふうな

ものが連携がしっかり取れてくるとまちづくりにも大きく役立つものだと思っております。特に商工会それから農業に関してみればJAもあったり、そのほかの林業に対しても含めて全体の中の含みが大きいと思いますので、この辺のところ誰か産業建設課の中でやるというふうな部分についても専門的な方がもし配置するならそういうふうな配置のほうも考えていただきながら、先程お話があった創生事業と含めた中で活かされるものだと思いますので、ぜひこの人員を厚くしていただく方がいいのかなと思っておりますけどもいかがでしょうか。

○議長（上原 二郎君） 答弁は町長ですね。希望ということだと思いますね。一般質問とはちょっと違いますので、この要するに57号の中のこれはどうなっているかという質疑でありますので、希望についてはまたの機会にこういふことで、特に人員の関係ですので、議会のほうからこうしろという部分ではちょっとないように思いますので、またの機会に希望ということで承るということでよろしいですか。

川上議員。

○議員（7番 川上 富夫君） すみません。希望といえどどうなのかということだけなので、してくださいというふうなことを、私も希望がということとらえてしまえばそうかもしれませんが、この条項は商工会も含めてかなり力を入れていることなのでぜひその辺の意気込みも含めて町長の答弁が欲しいなと思ったものですから。

○議長（上原 二郎君） 町長。

○町長（白石 祐治君） 今回この基本条例を定めさせていただく提案したものですから、この第10条に基づいて連携がうまく出来るように努めたいと思います。

○議長（上原 二郎君） それでは57号の質疑を終結します。

続いて、日程第8、議案第58号、江府町国民健康保険税条例の一部改正について。

議案第58号の質疑を行います。よろしいですか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（上原 二郎君） ないので質疑を終結します。

続いて、日程第9、議案第59号、江府町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正について。

議案第59号の質疑を行います。よろしいですか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（上原 二郎君） ないので質疑を終結します。

続いて、日程第10、議案第60号、江府町特別医療費助成条例の一部改正について。

議案第60号の質疑を行います。よろしいですか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（上原 二郎君） ないので質疑を終結します。

続いて、日程第11、議案第61号、江府町居宅介護支援事業者の人員及び運営に関する基準等を定める条例の全部改正について。

議案第61号の質疑を行います。

森田議員。

○議員（1番 森田 哲也君） 事務の省力化改善という点では、非常に効率的だろうというふうに思いますが、私が心配するのは、こうやって条例に厚生省令、自分の場合は、こういった改正のときに改めて法律を読み直す、条例を見直すという経験がありました。そういったところが厚生省令を読めばまあいいっていえばそうですが、なかなか実務的にそういったことまで簡素化されて前例者の前例とおりのような業務の遂行になるんじゃないかというふうに心配します。クレドには、引継ぎは文字をもってきちんとするというようなことも書いてあります。そういったクレドを守っていただいて引継ぎがきちんと的確に出来るようなことには改めて改善を工夫をお願いしたいというふうに思います。以上です。

○議長（上原 二郎君） 答弁ありますか。（「やっただけのんなら」と発言する者あり）

今日は質疑の段階で最終日に討論、採決とありますので、その場で討論の場合、賛成でも反対でもそこで討論はぜひ。今日は質疑ということで、これはどうなっているかというのが基本ですので自分の意見をいうのは討論でできたらお願いしたいと思います。

○議員（1番 森田 哲也君） さっき言いましたような欠点となるような心配されるようなところはどういうふうな感じでフォローをしていかれるのかお伺いいたします。

○議長（上原 二郎君） 生田課長。

○福祉保健課長（生田 志保君） ご指摘のとおりこういったことがありますと条文をもう一度読み返すというようなことは必ずやっておりますし、省令をきちんと読み込まないと次の仕事に進めない。ただ全く同じ条文ですので、読むということに関しては省令であろうと条例であろうと私は同じだというふうに考えております。職員にこれってどういうことかなって聞きますと、すぐに答えられるぐらい勉強しておりますので、しっかりそこら辺は引継ぎを出来るものかなというふうに思っています。ちなみに今日持ってこようかなと思っておりましたが、省令を書いてあるピンクの本があるんですけど、これがこれぐらいの厚さです。これぐらいの厚さのものにいっぱい付箋を付けて一生懸命読み込んでおりますので、きちんと引継ぎもできるものと考えておりま

す。ありがとうございます。

○議長（上原 二郎君） 他に質疑ありますか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（上原 二郎君） ないので質疑を終結します。

続いて、日程第 1 2、議案第 6 2 号、江府町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の全部改正について。

議案第 6 2 号の質疑を行います。よろしいですか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（上原 二郎君） ないので質疑を終結します。

続いて、日程第 1 3、議案第 6 3 号、江府町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の全部改正について。

議案第 6 3 号の質疑を行います。よろしいですか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（上原 二郎君） ないので質疑を終結します。

続いて、日程第 1 4、議案第 6 4 号、江府町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の全部改正について。

議案第 6 4 号の質疑を行います。よろしいですか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（上原 二郎君） ないので質疑を終結します。

日程第 1 5 議案第 6 5 号

○議長（上原 二郎君） 続いて、日程第 1 5、議案第 6 5 号、奥大山配水管布設替工事請負変更契約の締結についてを議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（白石 祐治君） ただ今ご上程いただきました、議案第 6 5 号についてご説明申し上げます。奥大山配水管布設替工事請負変更契約の締結についてでございます。本案は、奥大山配水管布設替工事について、舗装面積の増加などに伴い、株式会社三徳興産と変更請負契約を締結する

ものでございます。地方自治法第96条第1項第5号及び江府町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を得たく提案するものでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（上原 二郎君） 所管課長より議案の提案理由説明を求めます。

末次課長。

○産業建設課長（末次 義晃君） 失礼いたします。議案第65号の詳細でございます。1枚議案綴りのほうおはぐりください。契約の目的、奥大山配水管布設替工事でございます。請負金額でございますが、変更前5,379万円消費税込みでございますが、これに対しまして、変更後5,980万7,000円でございます。601万7,000円の増でございます。主な増額の理由でございますが、ゲレンデ内の既存の現在使っている古い配水管の大きな位置は分かっておりましたが、実際にどこの場所にどれくらいの深さで入っているかということが、これが非常に記録等が無かったために、それを破損してはいけないということがありまして既存管の確認試掘ということで人力掘削21か所、それから機械による掘削3か所を行っております。これに伴います増工と県土部分への埋設を行っているわけでございますが、このアスファルト復旧でございます。既存のアスファルトが15センチから場所によっては40センチ程度。非常に深く厚くアスファルト舗装してあるところがございまして、こちらのアスファルト殻の処分につきまして130立米予定しておったものが、約230立米の増といったようなことでございます。それらの増工によりまして増額の契約でございます。なお、工期につきましては、令和3年6月30日で計画をさせていただいております。以上、ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（上原 二郎君） 以上、提案理由説明が終了いたしました。

議案第65号の質疑を行います。よろしいですか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（上原 二郎君） ないので質疑を終結します。

日程第16 議案第66号

○議長（上原 二郎君） 続いて、日程第16、議案第66号、鳥取県西部広域行政管理組合の共同処理事務及び規約を変更する協議についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（白石 祐治君） ただ今ご上程いただきました議案第66号についてご説明申し上げます。

鳥取県西部広域行政管理組合の共同処理事務及び規約を変更する協議についてでございます。本案は、鳥取県西部広域行政管理組合の共同処理事務の内、広域福祉センターであります、うなばら荘の設置運営に関する事務を廃止するため規約の変更について協議し、地方自治法第290条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。ご審議ご承認を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（上原 二郎君） 所管課長より議案の提案理由説明を求めます。

池田課長。

○総務総括課長（池田 健一君） 失礼いたします。議案第66号でございます。1枚おはぐりください。改正前、別表第3条でございますが、西部広域で取扱事務について明記しております。その中の3に広域福祉センターの設置及び運営に関することを、この条文を削除するものでございます。左側の改正のとおり削除するものでございます。以上でございます。

○議長（上原 二郎君） 以上、提案理由説明が終了しました。

議案第66号の質疑を行います。よろしいですか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（上原 二郎君） ないので質疑を終結します。

日程第17 議案第67号 から 日程第20 議案第70号

○議長（上原 二郎君） 続いて、日程第17、議案第67号、令和3年度鳥取県日野郡江府町一般会計補正予算（第2号）から、日程第20、議案第70号、令和3年度鳥取県日野郡江府町索道事業特別会計補正予算（第1号）まで、以上、4議案を一括議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（白石 祐治君） ただ今、ご上程いただきました議案についてご説明申し上げます。

まず、議案第67号でございます。令和3年度鳥取県日野郡江府町一般会計補正予算（第2号）でございます。本案は、令和3年度鳥取県日野郡江府町一般会計予算の総額に歳入歳出それぞれ3,868万5,000円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ37億5,060万9,000円といたすものでございます。

続きまして、議案第68号でございます。令和3年度鳥取県日野郡江府町国民健康保険特別会計（施設勘定）補正予算（第1号）でございます。本案は、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ55万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億3,266万8,000円とするもので

ございます。

続きまして、議案第69号でございます。令和3年度鳥取県日野郡江府町介護保険事業特別会計（保険事業勘定）補正予算（第1号）でございます。本案は、既定の予算総額6億2,591万5,000円の範囲内で歳出予算の組み替えをするものでございます。

続きまして、議案第70号でございます。令和3年度鳥取県日野郡江府町索道事業特別会計補正予算（第1号）でございます。本案は、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ9,000円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2,473万3,000円とするものでございます。

議案第67号から70号までの4議案につきましては、地方自治法第96条第1項第2号の規定により、議会の議決を得たく提案するものでございます。なお、議案内容の詳細につきましては、主管課長より説明させます。お聞き取りの上、ご審議ご承認をいただきますようお願い申し上げます。

○議長（上原 二郎君） 議案の詳細説明を求めます。

副町長。

○副町長（八幡 徳弘君） 失礼いたします。議案第67号から70号まで予算に関するご説明を申し上げます。資料は、議案綴りとは別にお手元に配付しております江府町議会本会議資料、この資料をご覧になっていただきたいと思っております。まず、表紙をめくっていただきまして、1ページをご覧ください。議案第67号、一般会計補正予算の概要でございます。歳入歳出それぞれ3,868万5,000円を増額しようとするものでございまして、その表には一般と言いますか、下にコロナウイルス関係の対策事業分、これは全て掲げております。上半分にはそれ以外のもの内、主なものを掲げております。これについてご説明をいたします。歳入でございますが、まず繰越金でございます。会計出納整理期間が終わりまして、繰越金の額も計数の整理が進んでおります。ある程度の繰越金の発生を見込めましたので、この度の補正額の内、一般財源として必要な額を繰越金を充当することにしてしております。その額、今回計上しましたのが2,623万8,000円ということでございます。諸収入は雑入でございまして、宝くじ協会からの助成金を充てております。10分の10の助成でございまして、町債は、学校施設の整備事業債ということでございまして、歳出、下のほうに書いておりますが、学校の体育館の照明のLED化に関して財源を充当しているものでございます。歳出は、そこに表に金額の大きいもの、主なものについて掲げておりますが、これは後程のページで個別にご説明を差し上げます。下半分のコロナウイルス対策事業分でございますが、歳入は国庫支出金2つに分かれておりまして、いわゆるその臨時交付金のほうが267万円。それから、コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金という

ことで211万7,000円計上しております。この下のほうの交付金は民生費の一番下に母子父子福祉費と書いてあります。ひとり親世帯に1世帯当たり5万円を交付する事業でございますが、この事業の全てに充当するものでございます。歳出のほうは、コロナは感染症対策の消耗品、アルコールの消毒ですとか、こういうものですか追加で必要になった消耗品ですとか、それから職員それから転入園児、児童などについてのPCRの委託がほとんどでございます。それ以外のものは、先程申し上げました、ひとり親世帯などへの臨時交付金それから教育費にいくつか別途の項目がございます、小学校の児童さんにタブレットを学校で使うように配備を進めておりますが、ご自宅にお持ち帰りいただいて学習がしたいというご要望もでございます。おうちに持って帰っていただいたときに怪しげなサイトにアクセスしないようにセキュリティソフトを入れるための経費でございます。それから、真ん中どころデジタル教科書先生方にデジタル指導をしていただくための電子の教科書を導入するようにもしております。それから一番下でございますが、これは給食センターでございますけれども、ウェブ会議の環境がなかなか整っていないというお話がございます、給食センターからもウェブ会議がストレスなく行われるように環境を整えているということでございます。コロナ関係費合わせまして、478万7,000円ということでございます。全てを全額国費で賄うこととしております。続きまして、上半分のほうのコロナ以外の経費について個別にご説明をしたいと思います。2ページをご覧くださいませでしょうか。2ページには職員が使いますパーソナルコンピューターの追加配備について金額をお願いしているところでございます。現在の現用機は令和元年度に一齐に更新いたしましたところですが、それから職員が増える、それから別途機械の対応を要する設備などもございまして、一番いい例が体温を自動に測る機械ですとか、そういったようなもののようなことがございまして予備費の使用が増えております。この際、5台ほど追加して導入させていただこうというふうに考えております。昨年度の末に購入を予定しておりましたが、昨今パソコンの需要が大変厳しくなっておりまして、年度内の導入は難しいということでちょっと年度を送りまして、今の予算計上となった次第でございます。3ページをお願いいたします。3ページは、町営交通対策費ということで、先程ご議論いただいたところなんですけれども、小中学校におきまして、時間外の送迎の需要がちょっと予想よりも多かったということでございまして、現時点では予算が足りないということは無いんですが、年間に置き換えますとおそらく経費が不足するだろうといことがございまして、じゃあ不足額160万ほど増額をいたしましてお願いをしたいということでございます。それから、下のほうには故障した際にレンタカーを手配する際の経費を念のために掲げているところでございます。4ページをお願いいたします。4ページは、IPの告知システム終了に伴いま

して不要となりました告知端末を町内全域に渡りまして、まだご自宅においてあるままになっております。これを町内全域で撤去するというところでございます。いくつか案はございましたけれども、この度年度内に一斉に取り掛かって撤去を進めてしまおうと思ってこの度お願いをした次第でございます。下のほうには、のり面の修繕工事に伴いまして、町が敷設しております光ケーブルの撤去建て直しについて必要となる経費を掲げているところでございます。5ページをお願いいたします。介護老人保健施設あやめ様におきまして、ガス設備に対する改善事項がありまして、規定に従いまして一括で発注をされましたが、そのうち見積金額60万円を超える部分は、町が負担するというお約束になっております。個別に発注することも手続きとしては可能でございましたけれども、全体の経費を考えますと一括発注のほうが経済的であるというご判断でございまして、私もそれに賛同いたしまして、主要になる部分155万6,500円を予算計上して工事費負担金としてお支払いしようというものでございます。6ページをお願いいたします。これは道路維持費でございます。年度当初にある程度の額そこに掲げておりますような1,000万近い額を計上しております。失礼しました、500万を超えます額を計上しておりますが、その後いろいろ大事態が発生したりご要望もあつたりいたしまして、合計で350万円ほど維持費を増額しようということをお願いをするものでございます。ページの中には、その他必要となります備品の費用ですとかそれから軽トラックのリース料なども合わせて掲げているところでございます。7ページをお願いいたします。これは宝くじ協会からの助成を受けまして佐川地区に自主防災組織からご要望ありました除雪機、発電機を購入することに対して助成を行うものでございます。8ページをお願いいたします。小学校の体育館のLED照明工事でございますが、当初予算で計上されていたものなんですけれども、どうも現物っていいですか、取り換える原材料費ぐらいしか計上されていなく、実際取り換えようと思うときちゃんと工事として発注すべき必要があるということが事後になって分かりまして、その所要の経費を計上させていただきたいというお願いでございます。金額は増えますが、工事ということでございますので財源を見ていただけますと地方債を充当できることになりましたので、全体としては一般財源としては少なくなるというような方向になろうかと思っております。9ページをお願いいたします。これは、集会所費ということでございまして、町内の集会所、なんていうところでしたっけ、本町五丁目集会所におきまして、屋外での健康増進を図る必要があるということでございまして、駐車場を広場という形に模様替えをして住民の皆さんのご協力をいただきながら、芝生を付けるというような計画を進めておりまして、そのための所要経費を予算措置しようとするものでございます。10ページをお願いいたします。児童扶養手当の支給事業でございます。繰り返し申し上げますように、

低所得の子育て世帯に対する生活支援特別給付を行います。当初計上しておりましたけれども、見込み数が増加したことに伴いまして、所要の経費を増額しようとするものでございます。11ページをお願いいたします。学校からICT 端末をご自宅にお持ち帰りいただくためのセキュリティ対策として、新しいソフトウェアをインストールするための業務を委託するものでございまして、ソフトウェアの経費は県教育委員会のほうでご負担いただくという話を聞いておいてまして、私どもはそれを導入する手間について外注するというところでございます。12ページをお願いいたします。そこに掲げておりますように3 教科につきまして、全て全学年ということではございませんけれども、オンライン授業用の先生方がお使いになるデジタル教科書を導入しようとするものでございます。一般会計以上でございます。それからこの後の特別会計にも加わってまいります。議案書のほうには給与費明細表として添付はしておりますけれども、人事異動に伴います給与費の科目、会計間の入れ替えがございました。当初予算に原因減給を反映させておりましたり、共済費の負担の変更などをもちまして現時点での年間所要額として計上するために各目で人件費が細かく移動しております。詳細の説明は省きますけれども、今ご説明しましたものに加えまして人件費の補正も行っております。続きまして、13ページでございます。会計変わりました議案第68号、国民健康保険特別会計（施設勘定）の補正予算でございます。補正額は55万円でございます。歳入は、寄付金、繰入金となっております。まず寄付金のほうでございますが、これは御遺志と書いてございます。薬石効なくお亡くなりになった患者様がいらっしゃいますが、ご遺族からの申し出がございまして、大変お世話になりましたということで起債の額について寄付の申し出がございました。大変ありがたく頂戴いたしまして、財源のほうに充当させていただきたいということで、この度予算額を計上したものでございます。それから繰入金45万円上げております。これは、歳出総務費の一番下の行に書いておりますが、職員がPCR 検査を外注するのに所要の経費ということでございまして、財源は、コロナの交付金ということで繰入金財源は全額国費でございます。歳出のほうでございますが、その検査の委託料のほかに人事の異動に伴いますものその他の関係の職員人件費などの減額がございまして。それからさっきもちろっとお話出ましたけれどもベッドサイドモニターというものが、これは丁寧に丁寧に使っていたようなんですけれども、そろそろ寿命かなということでございまして66万円という高額な器械だというふうに思いますが、医療機械の中ではそうでもないという話を聞きまして認識を新たにいたしましたところでございますが、そういう備品の購入をお願いしたいということでございます。人件費の減額が大きかったものですから、一般財源余ったといえますか一般財源に余裕が出てまいりました。年度中途でございますので減額することなく予備費を計上しておりませんでした。予

備費を計上いたしまして、そこに一般財源を充当するという形にしておりますので予備費が461万円という計上をしているところでございます。ページ変わりました14ページをお願いいたします。議案第69号、介護保険特別会計（保健事業勘定）の補正予算でございます。こちらは、金額増減ございません。中身の入れ替えだけでございます。度々お話ししておりますように人件費の減額、それから事務費の増、そして、特定入所者介護予防サービスなどの実績の増が見込まれましたので、プラスマイナス合わせましてこの金額ということでございます。ピタリとはなりませんので、ここでも予備費を調整しております。こちらの会計のほうは一般財源が若干不足いたしましたので一般財源を充当しております予備費を減額することによりまして全体の増減を合わせたという形で予備費14万4,000円の減というような形にしているところでございます。

最後に、議案第70号でございます。資料から議案書のほうにお帰りになっていただきまして一番最後のページをご覧になっていただきたいと思っております。索道会計の特別会計索道管理費でございます。こちらは、共済組合の負担金が増えた関係で9,000円の増額をお願いしております。財源は一般会計繰出金ということでございまして、1枚めくっていただきますと、一般会計繰入金ということで歳入を立てているところでございます。それ以外に項目が上がっておりますが、こちらは毎年毎年リースをしていた物件がリースが終わりましたら、終わりってどうか最終年度だったかな、ほとんど同じ額で購入もできるという話がありましたので、じゃあ借りるより買うかということにしたことによる経費の入れ替えに伴うものでございます。私からの説明は以上でございます。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

○議長（上原 二郎君） 以上、提案理由説明が終了いたしました。

これから、議案等に対する質疑を行います。質疑は、1議案ごとに処理進行いたします。

日程第17、議案第67号、令和3年度鳥取県日野郡江府町一般会計補正予算（第2号）。

議案第67号の質疑を行います。

川端登志一議員。

○議員（2番 川端 登志一君） ここにあります、失礼しました。ICT 端末あるいはタブレットのセキュリティ対策をするということでございますが、持ち帰るのでセキュリティをかけるということではなくて、本来教育の現場にあるものは、全てこういうセキュリティをかけるべきだと思いますがその点をお尋ねします。また、このセキュリティの対策としてどの程度の段階のものをお考えか参考までにお聞かせ願いたいと思います。

○議長（上原 二郎君） 景山課長。

○学事担当課長（景山 敬文君） 失礼します。セキュリティについてのご質問ですが、このセキュリティにつきましては、学校では従来からフィルタリングソフトを導入して学校で活用しておりました。この度、自宅に持ち帰るというICTのGIGAスクール構想の中で持ち帰りをすることでそのフィルタリングをどういうふうにしていくかということと県とも協議をする中で、学校では引き続きそういうフィルタリングソフトを使って活用すると、同様のソフトを今度は端末にいわゆるインストールをすることによって自宅に持ち帰っても同様のフィルタリングができるということで、この度それは県との協議の中で導入をするということが決まりました。その導入の設定のために必要な予算が生じたので、この度補正に上げさせていただいたこととしまして、セキュリティにつきましては自宅におきましても学校と同様のセキュリティ対策を取りながらネット環境で学習ができるというふうに考えております。以上です。

○議長（上原 二郎君） よろしいですか。他に。

阿部議員。

○議員（3番 阿部 朝親君） 資料の5ページですが、昨年、あやめの畳の表替えが60万以下であっても町費負担でなされております。今回、ここに書いてあるのは、気化器が60万を超えるので負担すべきである。その他のものについては、当然それ以下ですから尚仁福祉会が負担ということになっておりますけれども、ガスメーター、安全弁それぞれガス関係のものでございますけれども、これは一件ずつ発注とかどうのこうのじゃなくして一体的に施工するとそのために中身の気化器だけが60万以上だから町が負担するよと。全体的ですと289万ですから、例えば289万に対しては、60万以上だから町が負担するよという話でしたら分かりますが、なぜこういうふうなやり方を考えられたのでしょうか。

○議長（上原 二郎君） 生田課長。

○福祉保健課長（生田 志保君） 失礼します。60万以上ということが前面に出ておりますけれども、こちらにつきましてはガスの利用については通常の維持管理、運営される上での維持管理での範囲内という考え方でお話をお互いさせていただきました。ですので、いわゆるランニングコストですので必要があれば当然請負側のほうでしていただくんですけれども、気化器、器械ですのでこちらについては元々資本的な部分もありますから、こちらのほうで負担をしましょうという形でお話をさせていただいております。以上です。

○議長（上原 二郎君） 阿部議員。

○議員（3番 阿部 朝親君） ガスメーターとか安全弁とか気化器とかちゅうのはこれ一帯に取り換えをする必要があろうかと思うんですけれども、別々であれば別々に発注すりゃいいわけで

あって、それをその一括してその尚仁福祉会が行ったほうが効率的経済的だということなんで、何かそこら辺が話が矛盾しているように思いますし、昨年の畳の表替えのことを考えますと当然これ資産価値が上がれば町が負担してもいいじゃないかなと思ったりしております。逆に言うと資産価値が上がらなければ気化器にしても消耗品という考えであれば町が負担する必要がないじゃないかなと思ったりしておりますが、そこら辺はいかがでしょうか。

○議長（上原 二郎君） 答弁できますか。

副町長。

○副町長（八幡 徳弘君） まず二つの内、一つの話でございます。発注の形はここにも書いておりますように経済性を求めて一体的に執り行う、発注するというような形で負担金という形にさせていただいております。それから負担する理由のものについては、繰り返しになりますけれども、先程いわゆる資本的といいますか構造に係わる部分ということで町のほうで負担させていただいて、それ以外のものはいわばランニングコストといいますか、設備の使用に伴って消費されている部分というような判断の基で経費の仕分けをしたところでございまして、何と言いますかそういうその仕分けをさせていただいたというふうに私どものほうでは整理をしております。経費の性質に伴って負担額をそれぞれで分担いたしまして全体の発注の経済合理性は一体発注という形で契約を行うというふうな整理にさせていただいたところでございます。すみません、同じことを言っているだけかも分かりませんが。

○議長（上原 二郎君） どうも気化器は消耗品ではなくて、後の消耗品という捉え方で整理したというような説明だと思いますが、よろしいですか。質問があれば。

阿部議員。

○議員（3番 阿部 朝親君） どういうんでしょうかね、気化器は消耗品ではないと消耗品かもしれないけども60万以上だったと、だから町がみますよと。ただ、全体的にこれが無いと気化器も必要が無いわけですし、当然ガスがあるわけですからガスメーターなり安全弁なり気化器なり。消火器は別として、調整器なり無いと施設が動かんんじゃないかなと思うんですけど、そこら辺の見解は別々にこれは動いておって、別々に消耗したり部品交換したりという格好。通常の維持管理には当然それぞれの部品交換をするわけですけども、全体的に入れ替えることになってくるとこれは一体なものですので、そこら辺の考え方からすると290、280万ほどのものを町がみてもいいじゃないかなと思ったりしますし、ただ別々にあるのであれば一括発注せずにこの気化器の部分だけ町が発注してもいいような気がしますけども、なんかそこら辺少し腑に落ちないところがありますけど。

○議長（上原 二郎君） 町長。

○町長（白石 祐治君） 私が言うのも何なんですけども、私ちょっと単純に考えると、60万と
いった金額で切ったときに、これだけが60万超えてるんじゃないかなと思います。まとめてや
るのがやっぱり、まとめたほうが安上がりで合理性があるということで一括発注したというふう
に整理させていただいて、60万超える部分については、役割分担ということで町が負担したと
いうふうにお考えいただいたら一番単純なんじゃないかなというふうに思いますがいかがでしょ
う。

○議長（上原 二郎君） よろしいですか。討論がありますので、もし意見を、要するに討論とい
うのは意見を言う場でありますので、ここでは質問ということで、今の町長、副町長、課長の答
弁を捉えて今度の討論のところでは自分はこう思うということで発言していただければと。もし必
要であれば。

阿部議員。

○議員（3番 阿部 朝親君） 昨年、畳の表替えで四十何万のものを町が負担しております。こ
れは資産価値が上がるからという答弁でした。今回は、それぞれ資産価値が上がると思うんです
けども、数字から言えば気化器だけですが、他のところを替えても資産価値は上がらないという
判断でこういうふうな格好でされたんでしょうか。それだけちょっとお聞かせください。

○議長（上原 二郎君） 答弁は、生田課長。

○福祉保健課長（生田 志保君） 畳の表替えにつきましては、何回かお話をさせていただきました。
抗菌化をするというところの資産価値を見出しております。こちらにつきましては、今まで通り
ガスメーターは普通にガスを、ガスの関係です。ガスを使っていく上で必要である。今まで使っ
ていたものから急にどんと上がるというものではないというふうに判断をしております。ガス
を使用するというに関して何か突然ハイブリットのものになるとかそういったことではないと
いうふうに解釈をさせていただいております。

○議長（上原 二郎君） よろしいですか。他に、一般会計の補正予算ですが。

なければこれで終了します。

続いて、日程第18、議案第68号、令和3年度鳥取県日野郡江府町国民健康保険特別会計
（施設勘定）補正予算（第1号）。

議案第68号の質疑を行います。よろしいですか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（上原 二郎君） ないので質疑を終結します。

続いて、日程第19、議案第69号、令和3年度鳥取県日野郡江府町介護保険事業特別会計（保険事業勘定）補正予算（第1号）。

議案第69号の質疑を行います。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（上原 二郎君） ないので質疑を終結します。

続いて、日程第20、議案第70号、令和3年度鳥取県日野郡江府町索道事業特別会計補正予算（第1号）。

議案第70号の質疑を行います。よろしいですか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（上原 二郎君） ないので質疑を終結します。

日程第21 陳情書等の処理について

○議長（上原 二郎君） 続いて、日程第21、陳情書等の処理についてを議題といたします。

受理した陳情書は、お手元に配りました陳情文書表のとおりです。

おはかりします。陳情第1号、第2号は、教育民生常任委員会に付託し、会期中の審査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上原 二郎君） ご異議なしと認めます。よって陳情2件は、それぞれ所管の委員会に付託することに決しました。会期中の審査をお願いします。

○議長（上原 二郎君） 以上で、本日の議事日程は、全部終了しました。

これをもって散会とします。ご苦労さまでした。

午前11時43分散会
